

横須賀市横断歩道橋長寿命化修繕計画



2019年（平成31年）3月

2021年（令和3年）11月改定

横須賀市 土木部 道路補修課

目次

- 1 計画の背景と目的
- 2 計画の位置付け
- 3 対象横断歩道橋
- 4 横断歩道橋維持管理の基本的な考え方
 - 4.1 優先順位の考え方
 - 4.2 健全度の診断
- 5 点検状況
 - 5.1 定期点検
- 6 修繕計画
 - 6.1 計画期間
- 7 短期的な数値目標について
 - 7.1 新技術等の活用
 - 7.2 費用の縮減
 - 7.3 集約化・撤去

1 計画の背景と目的

現在、横須賀市が管理する横断歩道橋は6橋（令和3年4月現在）あります。

横断歩道橋は、歩行者と車道を分離するための重要な道路施設であり、緊急措置が必要となった場合は、横断歩道橋が通行止めとなるだけでなく、跨いでいる車道も部材等の落下により2次災害の危険性が大きくなり、通行止めの措置により社会生活に与える影響が大変大きくなります。

年々、老朽化が進む横断歩道橋を、限られた予算で安全・快適に使えるように修繕・架替えを行っていくためには、これまで以上に効果的・効率的に維持管理を行う必要があります。

本市では横断歩道橋について、損傷状況を把握するための定期点検を5年に1回の頻度で、平成27年度から実施しています。その結果に基づき、壊れてから修繕する従来の事後保全型から、壊れる前に修繕する予防保全型の維持管理へと転換するために「横須賀市横断歩道橋長寿命化修繕計画」を策定しました。計画による事業実施により、費用を平準化し長期的なコスト削減を図ります。

なお、横断歩道橋は、地域社会状況の変化やコストを削減する観点から、必要に応じ関係機関等との協議を行い、今後撤去することも検討していきます。

2 計画の位置付け

本市では、公共施設管理計画（平成 29 年 3 月策定）において、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点で長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減や平準化を促進するため、公共施設等の基本的な管理指針を定めています。

現在、公共施設のうち道路に関しては、橋りょう長寿命化修繕計画が既に個別計画として位置付けられていますが、令和3年度末の改定時に、本計画についても計画的な点検、診断、修繕、更新等による効率的な横断歩道橋の維持管理を可能とするものであるため、個別計画に位置付ける予定です。

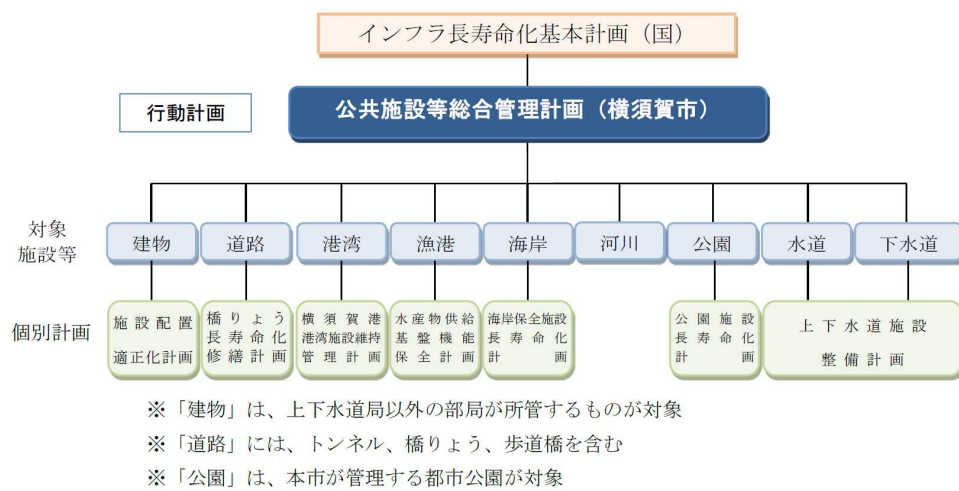


図1 本計画の位置付け

3 対象横断歩道橋

横須賀市が管理する横断歩道橋は表 1 のとおりです。(令和 3 年 4 月 1 日現在)

表 1 横断歩道橋

番号	歩道橋名	所在地	完成 年度	経過 年数	橋長 (m)
1	追浜歩道橋	追浜東町 3 丁目 53 番地先	1970	51	24.6
2	追浜駅前歩道橋	追浜本町 1 丁目 28 番地先	1984	37	185.0
3	船越歩道橋	船越町 6 丁目 77 番地先	1972	49	19.6
4	海辺つり公園歩道橋	三春町 3 丁目 1 番地先	1995	26	70.0
5	山崎歩道橋	三春町 6 丁目 4 番地先	1971	50	13.5
6	公郷歩道橋	公郷町 2 丁目 1 番地先	1968	53	30.0

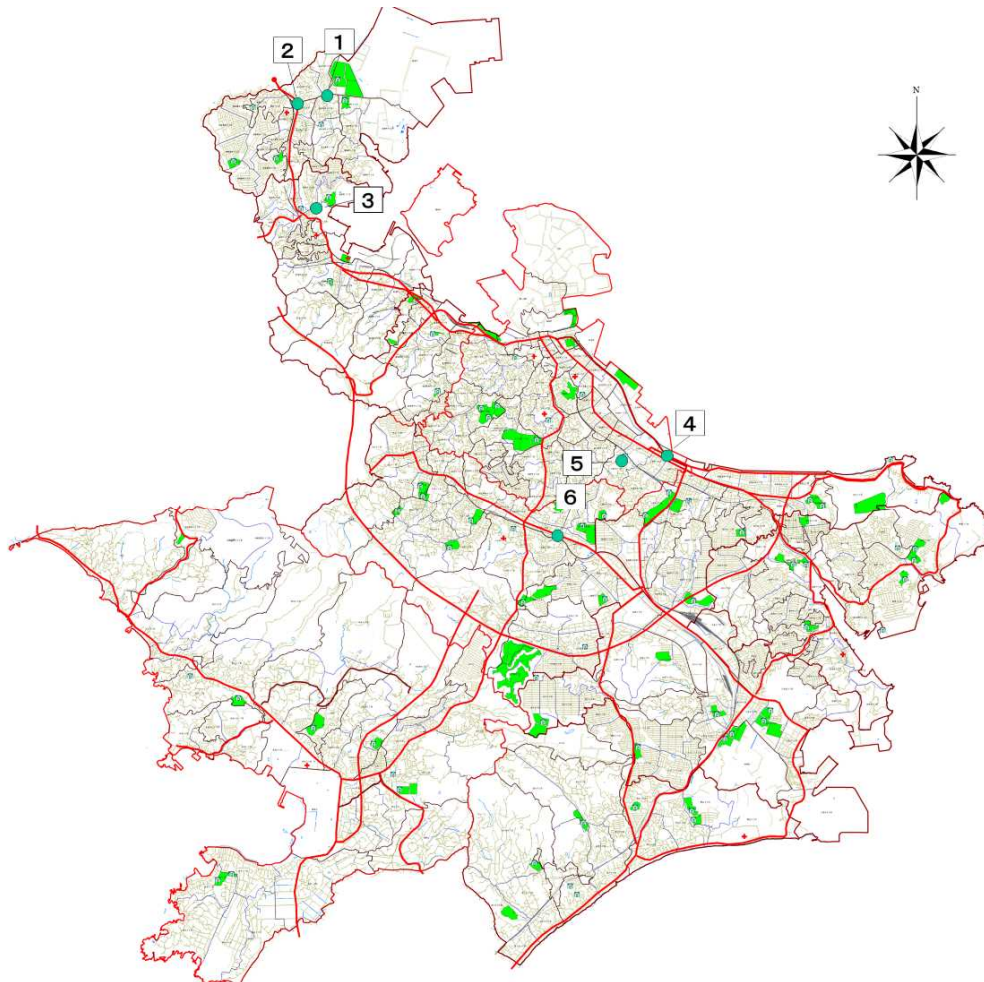


図 1 横断歩道橋位置図

4 横断歩道橋の維持管理の基本的な考え方

4.1 優先順位の考え方

本市が管理する横断歩道橋が跨ぐ道路（6路線）は、全て緊急輸送道路に当たる重要な路線であるため、定期点検結果による健全性の診断により、健全性が低い横断歩道橋の修繕を優先します。

4.2 健全性の診断

「横断歩道定期点検要領」（平成 26 年6月 国土交通省道路局）に基づき、5年に1回の定期点検を実施し、変状・異常の程度を把握し、部材単位の健全性の診断と横断歩道橋毎の健全性の診断をおこないます。本市では平成 27 年度に定期点検を実施しています。

表2 部材単位・横断歩道橋毎の判定区分

健全度区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障を生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

表3 部材単位の診断における判定の評価単位の標準

上部構造			下部構造	階段部	その他
主桁	横桁	床版等			

表4 部材単位の診断における変状の種類標準

材料の種類	変状の種類
鋼部材	腐食、き裂、破断、変形、欠損、摩耗、ゆるみ、脱落、その他
コンクリート部材	ひびわれ、床版ひびわれ、その他
その他	支承の機能障害、その他

5 点検状況

5.1 定期点検

公郷歩道橋は平成 26 年度に点検が実施され平成 29 年度に神奈川県から本市に移管されています。残りの 5 橋については平成 27 年度に定期点検を実施しています。診断結果により海辺つり公園歩道橋及び山崎歩道橋は、部材単位の修繕を行いました。

2 巡目の定期点検は公郷歩道橋が令和元年度に、その他の歩道橋は令和 2 年度に実施しています。

表 5 定期点検結果及び修繕履歴

番号	歩道橋名	定期点検		修繕工事年度					
		点検年度	診断結果	2015	2016	2017	2018	2019	2020
1	追浜歩道橋	2020	Ⅲ					詳細設計	
		2015	Ⅲ						
2	追浜駅前歩道橋	2020	Ⅰ						
		2015	Ⅱ						
3	船越歩道橋	2020	Ⅰ						
		2015	Ⅱ						
4	海辺つり公園歩道橋	2020	Ⅲ	高欄修繕	階段塗装				
		2015	Ⅲ						
5	山崎歩道橋	2020	Ⅱ			部分塗装			
		2015	Ⅲ						
6	公郷歩道橋	2019	Ⅰ		全体塗装				
		2014	Ⅱ						

6 修繕計画

6.1 計画期間

10年とします。

5年ごとに行う定期点検に併せて修繕計画を見直します。また、計画期間終了後には長期的な計画の見直しを行います。

診断結果に基づいた修繕計画は表6の通りです。

表6 診断結果に基づいた修繕計画

番号	横断歩道橋名	修繕計画及び概算費用（千円）								
		計画内容	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028～2030
1	追浜歩道橋	定期点検					○			2026年度 3巡目点検 結果により 修繕計画 見直し予定
		修繕	計画			修繕	修繕			
費用				70,000	70,000					
2	追浜駅前歩道橋	定期点検					○			
		修繕	計画							
費用										
3	船越歩道橋	定期点検					○			
		修繕	計画							
費用										
4	海辺つり公園 歩道橋	定期点検					○			
		修繕	計画	設計			修繕			
費用	12,000					50,000				
5	山崎歩道橋	定期点検					○			
		修繕	計画							
費用										
6	公郷歩道橋	定期点検				○				
		修繕	計画							
費用										

※1 追浜歩道橋は、歩道橋単位でⅢ判定のため設計委託を行い、修繕工事（塗装塗替、排水施設更新、階段部当て板補強、舗装等）を実施します。

※2 海辺つり公園歩道橋は、部分的に修繕工事を実施しましたが、高欄箇所全体の老朽化を2巡目点検でも指摘され健全度Ⅲ判定となり、令和3年度に設計委託を実施し、結果をもとに修繕工事を実施する予定です。

7 短期的な数値目標について

7.1 新技術等の活用

令和 10 年度までに、管理する 6 橋全ての横断歩道橋について新技術活用の検討を行い、そのうち 2 橋で事業の効率化が見込まれる新技術の活用を目指す。

7.2 費用の縮減

令和 10 年度までに、管理する 6 橋全てにおいて、点検方法や修繕工法の選定の際に新技術等の活用を重点的に検討し、コスト縮減を目指す。

7.3 集約化・撤去

令和 10 年度までに、管理する 6 橋のうち、1 橋程度の横断歩道橋について、迂回路が存在する、利用者が少ないなど、条件を満たした施設については、撤去の検討を実施し、コスト縮減を目指す。